

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）（不況業種） の規定による認定申請について

1 認定条件

経済産業大臣が指定する業種（不況業種）に属する事業を行い、かつ、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃も含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている事業者

※ 「最近3ヵ月の売上高及び仕入価格」

認定申請する月の前月から6か月の任意の月を起算月とします。

※ 以下①から③のいずれかを満たすこと。

ロ一① 企業全体に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇。かつ、企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合が20%以上上昇。かつ、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

ロ一② 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）。かつ、主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）。かつ、主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）

ロ一③ 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）かつ、企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率）かつ、指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況）かつ、企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）

2 尾張旭市に申請できる事業者

- (1) 法人 商業登記簿謄本に記載されている本店所在地、又は、主たる事業所が市内の事業者
- (2) 個人 営業所の所在地が市内の事業者（単なる個人の住居では不可）

3 認定に必要な書類

個人	法人	項	目
○	○	認定申請書〔様式第5(ロ)-①または(ロ)-②または(ロ)-③〕	2通
○	○	実印	
○	○	申請書添付資料(ロ)-①または(ロ)-②または(ロ)-③	1通
○	○	仕入価格報告書、売上高報告書	
○	○	最近3か月及び前年同期の仕入価格、売上高を証明できる書類（試算表、仕入帳、	

		売上帳等の写し)、最近1か月及び前年同月の原油等の平均仕入単価の証明できる書類 最新の売上原価及び原油等の仕入価格の証明できる書類
△	△	業種ごとの売上高が確認できる書類 (複数の業種を営む事業者のみ)
○		確定申告書 (写し: 貸借対照表、損益計算書も添付)
	○	決算報告書 (写し)
	○	商業登記簿謄本 (写し: 申請日から3か月以内のもの)
○	○	許認可証 (写し: 許認可等を要する業種を営む事業者は添付)

※上記以外にも、認定に必要と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

※複数の業種 (指定業種と非指定業種を兼業) を営む事業者については、業種ごとの売上高を確認できる書類を添付してください。

※代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。

※認定書は、後日交付します。その際には、必ず実印をお持ちください。

4 問い合わせ先

尾張旭市役所 市民生活部 産業課 商工係
電話 0561-76-8132 (直通)